

グリーンアジア国際戦略総合特区 中小企業設備投資促進補助金

グリーンアジア国際戦略総合特区への県内中小企業の積極的な参画を促し、特区事業の効果的な波及を図るため、県内中小企業が特区事業に関連して行う設備投資を支援します。

1. 対象企業

下記①もしくは②を満たす、福岡県内の中小企業（※1）であって特区事業に関連して設備投資を行う中小企業となります。

- ①特区事業者（※2）と直接取引関係がある中小企業
- ②①の中小企業を含む複数の中小企業で構成するグループ（知事が認めるものに限る）

※上記①②の中小企業は、福岡県内に立地していれば、特区指定区域の内外は問いません

（※1）中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する者です

（※2）特区事業者とは、福岡県知事、北九州市長、福岡市長のいずれかより特区事業者として指定を受け、設備投資等を行う者です

2. 要件

上記1を満たす企業であり、以下の要件を満たす必要があります。

- ①設備等の減価償却資産の取得額の合計が1,000万円以上であること
- ②特区事業者でないこと

3. 対象経費

○交付決定後に県内で新設または増設する設備等の購入、設置などに必要な経費（※3）

（※3）土地または建物等の取得経費、取引に係る消費税、地方消費税の額は除きます

4. 助成額等

○対象経費の合計額の15%以内の額（上限額：400万円）

5. 申請手続き

○申請書類等を下記まで直接ご提出ください。

※提出にあたっては、別紙チェックシートをご活用ください。

申請書等の様式は、下記からダウンロードできます。

・福岡県ホームページ<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ga-setubi-toushi.html>

申請にあたっては、事前に下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：福岡県商工部 産業特区推進室 092-643-3416